第三条柱書	法第七十五条第一項第二号	法第百八十三条において準用する法第七十五条第一項第二号
第三条第一号イ	避難の指示（法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）	避難の指示（法第百八十三条において準用する法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）
第四条	法第七十五条第一項第三号	法第百八十三条において準用する法第七十五条第一項第三号
第五条	法第七十五条第一項第四号	法第百八十三条において準用する法第七十五条第一項第四号
第六条	法第七十五条第一項第五号	法第百八十三条において準用する法第七十五条第一項第五号
第七条	法第七十五条第一項第六号	法第百八十三条において準用する法第七十五条第一項第六号
第八条	法第七十五条第一項第七号	法第百八十三条において準用する法第七十五条第一項第七号
第九条、第十条、第十一条、第十二条及び第十三条	法第七十五条第一項第八号	法第百八十三条において準用する法第七十五条第一項第八号
第九条	令第九条第一号	令第五十二条において準用する令第九条第一号
第十条	令第九条第二号	令第五十二条において準用する令第九条第二号
第十一条	令第九条第三号	令第五十二条において準用する令第九条第三号
第十二条	令第九条第四号	令第五十二条において準用する令第九条第四号
第十三条	令第九条第五号	令第五十二条において準用する令第九条第五号
第十四条	法第七十五条第一項各号	法第百八十三条において準用する法第七十五条第一項各号
第十五条	法第七十五条第一項	法第百八十三条において準用する法第七十五条第一項